

同居すれば対象か

介護休業等の範囲

問

介護休業等の対象となる家族の範囲ですが、同居や扶養という要件を満たせば休業等の請求は可能でしょうか。

付与義務なく給付も対象外

答

介護休業等の対象となるのは、「対象家族」（育介法2条4号）です。配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫です。祖父母、兄弟および孫は、「かつ」同居・扶養という要件が過去ありましたが現在はありませぬ。同居・扶養とう要件を満たせば、上記以外のたとえば叔父や叔母等が対象となるわけではありませぬ。一方で、広く「家族」を対象とした措置もあります。たとえば、介護休業等に準ずる措置に関する法24条2項があり、ここでいう家族の範囲は、対象家族および「これら以外の同居の親族」です（法2条5号および則4条）。この場合の「同居」とは、世帯を同じくしている場合のほか、労働者が介護のために別居していた家族の家に泊り込んだり、介護のために別居していた家族を当該労働者宅に引き取る場合を含める（平28.8.2雇児発0802第3号）としています。ただし、同項は努力義務です。雇用保険の介護休業給付金の対象にもなりません。